

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年三月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月二十三日

埼玉県飯能県土整備事務所長 鈴木 水 弘

<p>路 線 名</p>	<p>一般国道四百七号</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>日高市大字森戸新田字松林一三五番一 地先から同市大字森戸新田字内久保九 六番一―地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和三年三月二十五日</p>
<p>備 考</p>	<p>令和三年三月二十三日 付け埼玉県飯能県土整備 事務所長告示第六号の供 用開始である。 延長二八二・二八メー トル</p>